

※利用日当日、利用許可書と共に提出下さい。

講堂利用の主催者の方へ

青葉公会堂

年 月 日	
申請NO	

減免となる3台の車をお知らせ下さい。

平成22年2月から駐車場が有料になりました。

【減免】

横浜市庁舎駐車場条例施行規則第1項第10号、「横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱」第2条3-(3)項で、「公会堂の講堂で事業を主催する主催者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 3台までの所要時間の利用料金の全額（区総合庁舎駐車場以外（搬入口等）の駐車台数を含む。）」が、減免となります。

① 減免となる3台の車のナンバーを下記にお知らせ下さい。

4台目以降は、駐車場へ駐車(有料)して下さい。

主催団体名						代表者又は責任者名	
(記入例)	横浜	あ	00	—	00	駐車場所	
1台目				—		搬入口	
2台目				—		搬入口	
3台目				—		搬入口	

②搬入口へ駐車する場合は、歩行者に十分注意し進入してください。

(第1駐車場～搬入口間の通路は、通行禁止です、利用しないで下さい。)

③搬入口へ駐車する車両には、「搬入口駐車許可書」をお渡しします。

「搬入口駐車許可書」は、車両のフロントに置いて、出庫の際は返却下さい。